

新型コロナウイルス感染症による影響が続く中、交通事業者の安定した運行の継続と公共交通の維持を図るため、交通事業者（タクシー事業者）の人材確保の支援として、人材確保の取組（二種免許取得支援）を実施する交通事業者に対して補助金を交付しようとするもの。

1 背景

- ・高齢化等によるタクシー運転手不足
- ・朝・夕のタクシー需要の増加、ワクチン接種等での利用
- ▶タクシーが不足し、市民生活への影響が発生
- ▶おに丸号稲瀬線や乗合タクシーの運行への懸念

2 制度（要綱）の概要

(1)趣旨

公共交通の担い手である交通事業者の人材確保を支援し、市民生活に不可欠な公共交通の維持を図る。

(2)補助対象者（要件）

- ・市内のタクシー事業者
（北上地区タクシー業協同組合に加盟し、北上市内に本店又は営業所を置く者）
- ・**運転手養成支援制度**を実施していること
※従業員が新たに二種免許を取得するための費用を交通事業者が負担する制度
- ・従業員は1年以上運転手として従事する見込みであること

(3)補助対象経費

運転手養成支援制度により負担した費用
（自動車教習所の教習料（25万円～）を想定）

(4)補助金額

- ・対象経費の2分の1の額
- ・従業員1人につき15万円を上限
- ・同一の交通事業者1年度につき60万円を上限

3 必要経費

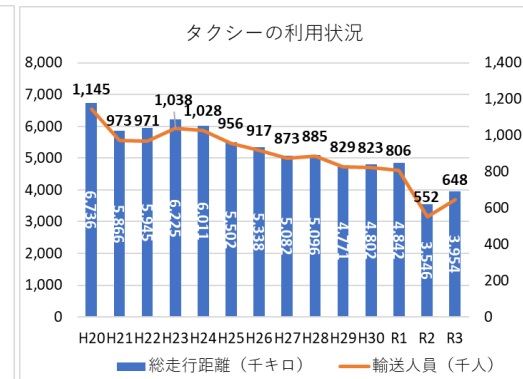
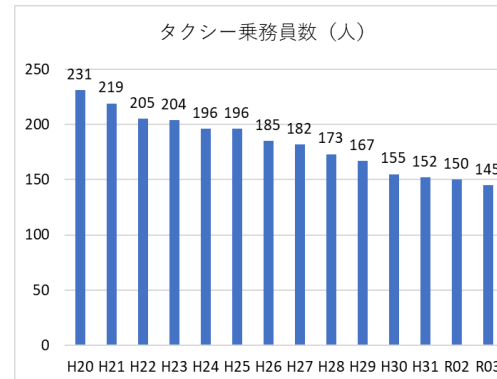
補助金 150万円（15万円×年10件） ※R5年度繰越

4 スケジュール

- 1月26日 1月臨時会議（補正予算）
- 2月1日 要綱制定（告示日から施行）

5 参考（タクシーの利用状況等）

- ・R3年の運転手は145人でH20年から86人減少（H20年比62%）
- ・新型コロナの影響でR2年利用者は前年から254千人減の552千人



（北上地区タクシー業協同組合資料）